

自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

信号無視

道路交通法第7条

3ヶ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

信号は、
絶対に守りましょう。



酒酔い運転

道路交通法第65条第1項

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金



酒を飲んだら、
絶対乗らないようにしましょう。

二人乗り

道路交通法第57条第2項
大阪府道路交通規則第11条

2万円以下の罰金又は料金

二人乗りはやめましょう。



一時停止違反

道路交通法第43条

3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



「一時停止」の標識のある場所では、
必ず止まって安全を確認しましょう。

自転車のルール違反と罰則

やめよう！ 無灯火

道路交通法第52条第1項
大阪府道路交通規則第10条第1号

5万円以下の罰金

夕暮れ時は、
早めにライトを点灯しましょう。

歩行者の通行妨害

道路交通法第63条の4第2項

2万円以下の罰金又は料金

標識等により歩道通行が
可能な場合でも、
歩行者の通行の迷惑にならないようにしましょう。



携帯電話

大阪府道路交通規則第13条第3号

5万円以下の罰金

携帯電話でメールや話しながらの運転は
やめましょう。



大音量で音楽等を聴きながら 運転する行為

大阪府道路交通規則第13条第5号

5万円以下の罰金

大音量でヘッドホーン等をして
音楽等を聴きながらの運転は
やめましょう。

